

取締役・監査役、経営企画部・内部監査部・内部統制部・総務部 部門長 殿

貴職務・貴部門に関係の深いセミナーの案内書をお送りいたします。 ご関係者に回覧いただければ幸いです。

前回好評//必ず役立つ

特別研究セミナー

◀ 開催・参加要領 ▶

開催日時

2026年4月16日(木)
午後1時30分～午後4時00分

会場

港区立産業振興センター 会議室
東京都港区芝5丁目36-4

参加費用・支払方法

1名につき33,000円

(資料代・税込み)

※申込受付後、参加証、URL、請求書、会場図を送付します。

申込・お問い合わせ先

創業昭和49年 セミナー実績51年
株式会社 経営コンサル
〒100-0003 港区西新橋2-9-3
TEL: (03)3501-6811(代)
FAX: (03)3580-3580(代)
Email: con@sul.co.jp

下記申込書を記入の上FAX、又は、
同項目を明記の上Emailでお申込
下さい。

本セミナーは ■会場・■WEB 受講が選択いただけます
内部統制の不整備が損失や不祥事の元になる
真の内部統制とは何か、正確に理解その重要性とは

【講師】 川村 真一 (元 三菱商事(株) 監査部部長)

1970年三菱商事(株)に入社、20年を海外5か国5社の事業投資先でCEOとして活躍。2001年監査部部長。2007年退職。実績を活かし2002年から日本内部監査協会等での監査部門強化セミナー、「現代の実践的内部監査」「取締役、監査役、監査部長等にとっての内部監査」「内部監査の基本」「内部監査の実務」「内部監査の手法①②」など多数。

法律用語に「内部統制体制」という言葉はなく「業務の適正を確保するために必要な体制」と言うような表現をする。通常「内部統制」としか言わないが、厳密には「全般的内部統制」と「財務報告に係る内部統制」の2種類がある。前者が会社法の規定する内部統制であり、後者が金融商品取引法の規定する内部統制である。

内部統制の3つの目的とか4つの目的とかいう説明は間違いである。内部統制の本質の理解は、先ずコーポレート・ガバナンスとの関係の理解から始めなければならない。

本セミナーでは、取締役、監査役、経営企画部、内部監査部、内部統制部、総務部を対象に、内部統制の概念と内部統制報告制度の関係、関係する法令、経営者、監査役、関係部門として何を為すべきか等について、具体的に詳しく説明する。

【下記の項目で講義を進めます】

- I. 内部統制概念の歴史
- II. 内部統制報告制度の歴史
- III. 内部統制の総括
 1. 内部統制概念の変化
 2. 内部統制の目的
 - (1) 3つの目的
 - (2) 4つの目的
 - (3) 内部統制の整備目的
 3. 内部統制という概念の整理
 - (1) 全般的内部統制 … 会社法
 - (2) 財務報告に係る内部統制 … 金融商品取引法
 4. 有効なモニタリングの重要性
 5. 不正のトライアングル排除の重要性
 6. 法律上の罰則
 - (1) 会社法
 - (2) 金融商品取引法
 7. 結語

申込書 No26-04161

テーマ

真の内部統制とは何か

会社名

所在地 〒

TEL

FAX

E-mail

ご氏名

所属・役職

会場 WEB受講 ください

受付

参加証

入金

備考

WEB 受講は開催終了後、一両日中に視聴用 URL をお送りいたします。

検索 ⇒ (株)経営コンサルセミナー ⇒ お申込みの Page・他セミナーへ

